

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第76号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和53年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、<u>法第18条第2項又は第4項</u>（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条第2項において同じ。）の規定による通知について準用する。</p>	<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、<u>法第18条第2項</u>（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条第2項において同じ。）の規定による通知について準用する。</p>
<p>(完了検査申請書に添付する書類)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第18条第20項又は第23項</u>の規定による通知について準用する。</p>	<p>(完了検査申請書に添付する書類)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第18条第16項</u>の規定による通知について準用する。</p>
<p>(中間検査申請書に添付する書類)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第18条第28項又は第32項</u>の規定による通知について準用する。</p>	<p>(中間検査申請書に添付する書類)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第18条第19項</u>の規定による通知について準用する。</p>

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)